

陳 情 文 書 表

平 2 8 陳 情 第 1 8 号	平成 2 8 年 1 1 月 1 8 日 受 理
件 名	私学助成の拡充のため神奈川県に意見書の提出を求める陳情
陳 情 者	横浜市中区桜木町 3 - 9 横浜平和と労働会館 4 階 神奈川私学助成をすすめる会 代表 長谷川 正利
陳 情 の 要 旨	
<p>神奈川県は、各校が建学の精神に基づき、豊かな教育を創り、神奈川の教育を支える担い手としての役割を果たし続けてきました。</p> <p>しかし、平成 2 8 年度における神奈川県の私立学校への生徒一人当たりの私立高等学校等経常費助成費補助金額は、全国でも数少ない国基準（国庫補助金と地方交付税交付金の合計額から算出される、生徒一人当たりの私立高等学校等経常費助成費補助金額）以下であり、私立高校では国基準 3 2 4, 6 2 7 円に対して 3 0 5, 2 5 4 円、中学校は同 3 1 7, 0 7 4 円に対して 2 1 9, 7 5 2 円、小学校は同 3 1 5, 4 1 9 円に対して 2 1 9, 7 1 8 円、幼稚園では同 1 8 0, 5 4 4 円に対して 1 5 2, 5 0 5 円と、すべての校種で全国最下位水準の助成額です。このため、神奈川県の私立高校の入学金を除く平均学費は約 6 8 万円と、関東地方で最も高く、全国的にも極めて高い学費となっています。</p> <p>また、将来における大地震への対応が、各私立学校にとって大きな課題であり、大きな財政負担となっていますが、施設整備への助成制度が神奈川県にはなく、すべて保護者の負担となっており、これも学費が高い要因の一つとなっています。</p> <p>保護者への学費補助は、年収 2 5 0 万円未満世帯については、国の高等学校等就学支援金と神奈川県の私立高等学校等生徒学費補助金を合わせて、県内私立高校の平均授業料相当額まで補助されています。しかし、生活保護世帯でも年間約 2 5 万円の自己負担が必要です。高等学校等就学支援金及び神奈川県私立高等学校等生徒学費補助金があっても、私立学校を希望する生徒・保護者にとって重い学費の負担があり、負担が可能な家庭でも、不測の事態が起こって家計が急変すれば、たちまち授業料の納入に支障を来す状況です。</p> <p>大阪府では、年収 5 9 0 万円未満世帯の保護者負担はゼロ、年収 8 0 0</p>	

万円未満世帯の保護者負担は年間約20万円です。京都府では、生活保護世帯の保護者負担ゼロ、年収500万円未満世帯の保護者負担は年間約7万円と負担が大きく軽減されています。

さらに、埼玉県では学費補助の対象に施設整備費を含めることとなり、年収500万円未満世帯では、授業料と施設整備費を合わせた学費の無償化が実現し、東京都でも施設整備費を含めた補助に拡大されました。さらに、私立中学校に通う生徒にも、学費補助をとという声も全国的にも上がっています。

神奈川県では学費が高いことが原因で私立高校を選択できず、公立中学校卒業生の全日制高校進学率は前年より改善しているとはいえ、90.9パーセントととても高いとはいえない水準が続いています。私たちは教育の無償化を進めることで、すべての子供たちの学ぶ権利を保障することが重要であると考えています。そして、神奈川県においては、私学助成の抜本的な改善によって、私立学校の経営の安定化を図り、保護者の学費負担を軽減することが県政の急務と考えます。

私たちは、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念に基づいて、私学助成の一層の充実を図るよう、次の事項について、地方自治法第99条に基づき、県に対し意見書を提出していただきたく陳情いたします。

陳情事項

私学助成の拡充を図ること。